

★ News 改正『贈与税』『相続税』の適用…平成 27 年 1 月 1 日から

平成 25 年度税制改正により『相続税』『贈与税』が大きく改正され、平成 27 年 1 月 1 日以後に相続・贈与によって取得する相続税・贈与税に適用されます。『相続税』では基礎控除額の引下げ、最高税率の見直しが行われ、『贈与税』では、子や孫等が受贈者となる場合の税率が緩和されます。

■ 相続税・改正

- 基礎控除額の引下げ
 

「改正前」	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数
「改正後」	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数
- 最高税率の見直し 50%から 55%に改正

■ 贈与税・改正 (暦年課税)

- 税率が「特例贈与財産」「一般贈与財産」に 2 区分されました。
  - 【特例贈与財産】→「特例税率」を適用する。  
贈与を受けた年の 1 月 1 日現在において 20 歳以上の子や孫が、直系尊属(父母または祖父母)から贈与された財産。
  - 【一般贈与財産】→「一般税率」を適用する。  
特例贈与財産に該当しない贈与で、夫婦間、兄弟間、親から子へだが子が未成年の場合等の贈与財産。

**【贈与税・暦年課税】**  
 基礎控除額 毎年 110 万円  
 ※1 年間に贈与により貰った財産の合計額から控除。  
 ※課税価格が 110 万円を超える場合は、申告が必要。

**【暦年課税・速算表】**  
 ※贈与税計算の速算表の見方  
 贈与財産額 - 110 万円 = 課税価格  
 課税価格 × % - 控除額

2. 贈与税の速算表 ※ ( ) 内は控除額・単位円

基礎控除後の課税価格	200 万円以下	300 万円以下	400 万円以下	600 万円以下	1000 万円以下	1500 万円以下	3000 万円以下	4500 万円以下	4500 万円超
H26 年迄 (改正前)	10% —	15% (10 万)	20% (25 万)	30% (65 万)	40% (125 万)	(1000 万円超) 50% (225 万)			
H27 年～特例税率	10% —	15% (10 万)		20% (30 万)	30% (90 万)	40% (190 万)	45% (265 万)	50% (415 万)	55% (640 万)
H27 年～一般税率	10% —	15% (10 万)	20% (25 万)	30% (65 万)	40% (125 万)	45% (175 万)	50% (250 万)	(3000 万円超) 55% (400 万)	

※「相続時精算課税」… 贈与税には「暦年課税」の他に「相続時精算課税」があります。  
 ・ 「相続時精算課税」を選択するには、申告期限までに贈与税申告書と「相続時精算課税選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。その後、暦年課税への変更はできません。  
 ・ 税制改正で、次のとおり要件が変わりました。(平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与から適用)  
 「改正後」・ 贈与者 = 60 歳以上      ・ 受贈者 = 20 歳以上で、贈与者の推定相続人及び孫

★ Memo 『年末調整』スケジュール

- ・ 年末調整 (注意点はニュース 11 月号に)
  - ・ 源泉税の納付 (納期限 1/10、特例納付は 1/20)  
納付額が ¥0 でも納付書を税務署に提出する。
  - ・ 法定調書の作成と提出 (1/31 まで)
- ※1 月から「平成 27 年分源泉徴収税額表」に変わる。

☆ 年末・年始の休業とさせていただきます。  
**12月28日(日)～1月4日(日)**  
 〒462-0844 名古屋市北区清水 2-19-9  
 田中会計事務所 税理士 田中育雄  
 TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259  
<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>